

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】平成24年8月30日(2012.8.30)

【公開番号】特開2011-191030(P2011-191030A)

【公開日】平成23年9月29日(2011.9.29)

【年通号数】公開・登録公報2011-039

【出願番号】特願2010-59119(P2010-59119)

【国際特許分類】

F 24 F 13/20 (2006.01)

【F I】

F 24 F 1/02 4 1 1 E

【手続補正書】

【提出日】平成24年7月17日(2012.7.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明に係る大型電子部品収納ボックスは、プリント基板が取り付けられる下ケースと、この下ケースの蓋である上ケースと、コンデンサー等の大型電子部品を保持する電子部品収納部を有するホルダーと、前記プリント基板を跨いで前記下ケース上に立設され前記ホルダーが支持される支持脚と、を有することを特徴とするものである。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プリント基板が取り付けられる下ケースと、この下ケースの蓋である上ケースと、コンデンサー等の大型電子部品を保持する電子部品収納部を有するホルダーと、前記プリント基板を跨いで前記下ケース上に立設され前記ホルダーが支持される支持脚と、を有することを特徴とする大型電子部品収納ボックス。

【請求項2】

前記ホルダーは、前記プリント基板と共に前記下ケースに少なくとも1つのネジで共締めすることにより固定されることを特徴とする請求項1記載の大型電子部品収納ボックス。

【請求項3】

前記ホルダーは、前記大型電子部品のリード線を固定するハーネス固定部を有することを特徴とする請求項1または2記載の大型電子部品収納ボックス。

【請求項4】

前記下ケースと上ケースの全体を覆う延焼防止用のカバーを有することを特徴とする請求項1～3のいずれかに記載の大型電子部品収納ボックス。

【請求項5】

前記大型電子部品に別基板が取り付けられる場合は、前記ホルダーは当該大型電子部品を収納する構成であることを特徴とする請求項1～4のいずれかに記載の大型電子部品収納ボックス。

**【請求項 6】**

前記ホルダーは、前記大型電子部品または前記別基板を弾性的に係止する爪を有することを特徴とする請求項 5 記載の大型電子部品収納ボックス。

**【請求項 7】**

前記上ケースは、前記下ケースの外側に被さるように嵌合されることを特徴とする請求項 1 ~ 6 のいずれかに記載の大型電子部品収納ボックス。

**【請求項 8】**

前記上ケースの凸部内に前記大型電子部品の保持部が設けられていることを特徴とする請求項 1 記載の大型電子部品収納ボックス。

**【請求項 9】**

前記下ケースの底部に前記大型電子部品の保持部となる凹部が設けられていることを特徴とする請求項 1 記載の大型電子部品収納ボックス。

**【請求項 10】**

家電製品の低い位置に設置されていることを特徴とする請求項 1 ~ 9 のいずれかに記載の大型電子部品収納ボックス。

**【請求項 11】**

請求項 1 ~ 10 のいずれかに記載の大型電子部品収納ボックスを備えたことを特徴とする家電製品。